

の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正（同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この章において同じ。）である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

3・4 省 略

（確定申告等に係る更正又は決定による中間納付額の控除不足額の還付）
第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 中間申告書を提出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき更正（当該消費税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第四項第二号において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第四十五条第一項第七号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のた

係る確定申告書等が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

- 一 第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。） 当該申告書の提出期限
- 二 第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。） 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日
- 三 第四十六条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日（当該申告書が当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出された場合には、当該二月を経過する日）

3・4 同 上

（確定申告等に係る更正又は決定による中間納付額の控除不足額の還付）
第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この章において同じ。）があつた場合において、その決定に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 中間申告書を提出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき更正があつた場合において、その更正により第四十五条第一項第七号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 同 上

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のた

めの支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から第一項の規定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日とし、当該提出期限又は当該課税期間の末日の翌日から二月を経過する日後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日とする。）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。）

当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていない取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

517 省略

（前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）
第五十六条 確定申告書等に記載すべき第四十五条第一項第一号から第七号までに掲げる金額につき、修正申告書（国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、又は更正若しくは決定（同法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この条において

めの支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金については、当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から第一項の規定があつた日までの日数

二 第二項の規定による還付金（その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないものを除く。） 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日）の翌日から、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める日までの日数

イ 第二項の更正に係る申告書が第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。）又は第四十六条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月以内に提出されたものを除く。）である場合 その提出の日

ロ 第二項の更正が決定に係る更正である場合 その決定があつた日

517 同上

（前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）
第五十六条 確定申告書等に記載すべき第四十五条第一項第一号から第七号までに掲げる金額につき、修正申告書（国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、又は更正若しくは決定を受けた者は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各

同じ。)を受けた者は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一・二 省 略

- 2 第四十七条第一項の規定による申告書に記載すべき同項第一号又は第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、若しくは更正若しくは決定を受けた者又は同条第二項に規定する課税貨物に係る消費税につき国税通則法第三十二条第一項(賦課決定)に規定する決定(以下この項において「賦課決定」という。)若しくは同条第二項に規定する変更する決定(以下この項において「変更決定」という。)を受けた者は、その修正申告書の提出若しくは更正若しくは決定又は賦課決定若しくは変更決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定若しくは賦課決定若しくは変更決定(以下この項において「更正決定等」という。)の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正決定等を受けた日を記載しなければならない。
- 一 その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額が過大となる場合
- 二 その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額が過少となる場合

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出)

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 課税期間の基準期間における課税売上高(第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号において同じ。)が千万円を超えることとなつた場合(第九条の二第二項、第十条第一項若しくは第二項、第十一条又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合を含む。) 当該事業者

号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき同法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求(以下この条において「更正の請求」という。)をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一・二 同 上

- 2 第四十七条第一項の規定による申告書に記載すべき同項第一号又は第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、若しくは更正若しくは決定を受けた者又は同条第二項に規定する課税貨物に係る消費税につき国税通則法第三十二条第一項(賦課決定)に規定する決定(以下この項において「賦課決定」という。)若しくは同条第二項に規定する変更する決定(以下この項において「変更決定」という。)を受けた者は、その修正申告書の提出若しくは更正若しくは決定又は賦課決定若しくは変更決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定若しくは賦課決定若しくは変更決定(以下この項において「更正等」という。)の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正等の通知を受けた日を記載しなければならない。
- 一 その修正申告書又は更正等に係る課税期間の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額が過大となる場合
- 二 その修正申告書又は更正等に係る課税期間の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額が過少となる場合

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出)

第五十七条 同 上

- 一 課税期間の基準期間における課税売上高(第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号において同じ。)が千万円を超えることとなつた場合(第十条第一項若しくは第二項、第十一条又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなった場合を含む。) 当該事業者

二〇五 省 略
2 省 略

第六十四条 省 略

2| 前項第二号の罪の未遂(第五十二条第一項に規定する不足額の記載のある同項の申告書を提出した者に係るものに限る。)は、罰する。

3| 前二項の犯罪に係る課税資産の譲渡等若しくは保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額が千万円を超える場合には、情状により、これらの規定の罰金は、千万円を超え当該消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることができる。

4| 第一項第一号に規定するもののほか、第四十五条第一項の規定による申告書その提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5| 前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等に対する消費税に相当する金額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該消費税に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 省 略

三 第四十七条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

四・五 省 略

第六十七条 省 略

2 前項の規定により第六十四条第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 省 略

二〇五 同 上
2 同 上

第六十四条 同 上

2| 前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等若しくは保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、千万円を超え当該消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 同 上

一・二 同 上

三 第四十七条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四・五 同 上

第六十七条 同 上

2 前項の規定により第六十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 同 上

(酒税法の一部改正)

第七条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の権限)

第五十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下第四項まで、第六項、第九項及び第十項において「当該職員」という。)は、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者に対して質問し、又はこれらの者について次に掲げる物件を検査することができる。

一 六 省 略

2 5 省 略

6 当該職員は、酒税に関する調査については必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二章の規定による免許に関する審査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該審査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

8 省 略

9 当該職員は、第一項から第七項までの規定により職務を執行する場合においてはその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

10 省 略

第五十五条 省 略

2 省 略

3 第一項第一号に規定するものほか、第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税相当額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該相当額の三倍以下とすることができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以

(当該職員の権限)

第五十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下第四項まで、第七項及び第八項において「当該職員」という。)は、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者に対して質問し、又はこれらの者について次に掲げる物件を検査することができる。

一 六 同 上

2 5 同 上

6 同 上

7 当該職員は、前各項の規定による質問、検査又は処分をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

8 同 上

第五十五条 同 上

2 同 上

第五十六条 同 上

下の罰金に処する。

一 省 略

二 第三十条の二第一項若しくは第二項又は第三十条の三第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第三十条の三第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

四 七 省 略

2・3 省 略

第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第三項又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 省 略

四 第二十八条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

五 八 省 略

九 第四十六条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告をせず、又は偽つた者

十一 省 略

十二 第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は偽つた者

十三 省 略

2 4 省 略

第五十九条 省 略

2 前項の規定により第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十五条第一項若しくは第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各条の罪についての時効の期間による。

一 同 上

二 第三十条の二第一項若しくは第二項又は第三十条の三第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 第三十条の三第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 七 同 上

2・3 同 上

第五十七条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は前条第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十八条 同 上

一 三 同 上

四 第二十八条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

五 八 同 上

九 第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十 第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者

十一 同 上

十二 第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

十三 同 上

2 4 同 上

第五十九条 同 上

2 前項の規定により第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、当該各条の罪についての時効の期間による。

(たばこ税法の一部改正)

第八条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の権限)

第二十七条 省略

2 省略

3 当該職員は、たばこ税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 省略

5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 省略

第二十八条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

二 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第十八条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十四条の規定による申告をせず、又は偽つた者

(当該職員の権限)

第二十七条 同上

2 同上

3 同上

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 同上

第二十八条 同上

2 同上

第二十九条 同上

一 第十二条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 第十八条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十四条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

- 五 第二十五条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 六 省略

第三十条 省略

- 2 前項の規定により第二十八条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

- 五 第二十五条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 六 同上

第三十条 同上

- 2 前項の規定により第二十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(揮発油税法の一部改正)

第九条 揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の権限)

第二十六条 省略

2 省略

3 当該職員は、揮発油税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 省略

5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 省略

第二十七条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第十一条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

二 第十一条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

三 第十四条第七項(第十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

四 省略

(当該職員の権限)

第二十六条 同上

2 同上

3 同上

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 同上

第二十七条 同上

2 同上

第二十八条 同上

一 第十条第一項又は第十一条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十一条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

三 第十四条第七項(第十六条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

四 同上

- 五 第二十三条の規定による申告をせず、又は偽つた者
- 六 第二十四条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 七 省略

第二十九条 省略

- 2 前項の規定により第二十七条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

- 五 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者
- 六 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 七 同上

第二十九条 同上

- 2 前項の規定により第二十七条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(地方揮発油税法の一部改正)

第十条 地方揮発油税法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の権限)

第十四条の二 省略

2 省略

3 当該職員は、地方揮発油税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 省略

5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 省略

(罰則)

第十五条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第七条第一項の規定により揮発油税の申告にあわせて申告しなければならない地方揮発油税の申告を、当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第十七条 省略

2 前項の規定により第十五条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

(当該職員の権限)

第十四条の二 同上

2 同上

3 同上

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 同上

(罰則)

第十五条 同上

2 同上

第十七条 同上

2 前項の規定により第十五条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(石油ガス税法の一部改正)

第十一條 石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の権限)

第二十六條 省略

2 省略

3 当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4 省略

5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

6 省略

第二十八條 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油ガス税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油ガス税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

二 省略

三 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

四 第十七条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽

(当該職員の権限)

第二十六條 同上

2 同上

3 同上

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 同上

第二十八條 同上

2 同上

第二十九條 同上

一 第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 同上

三 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

四 第十七条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出

りの申告書を提出した者

五 第二十三条の規定による申告をせず、又は偽つた者

六 第二十四条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 省略

第三十条 省略

2 前項の規定により第二十八条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

した者

五 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七 同上

第三十条 同上

2 前項の規定により第二十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(石油石炭税法の一部改正)

第十二条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の権限)

第二十三条 省 略

2 省 略

3| 当該職員は、石油石炭税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4| 省 略

5| 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6| 省 略

第二十四条 省 略

2 省 略

3| 第一項第一号に規定するもののほか、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油石炭税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4| 前項の犯罪に係る原油等に対する石油石炭税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油石炭税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

二 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第十四条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

(当該職員の権限)

第二十三条 同 上

2 同 上

3| 同 上

4| 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5| 同 上

第二十四条 同 上

2 同 上

第二十五条 同 上

一 第十条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 第十四条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四 第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告をせず、又は偽つた者

五 第二十一条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 省略

第二十六条 省略

2 前項の規定により第二十四条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

四 第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五 第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六 同上

第二十六条 同上

2 前項の規定により第二十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(航空機燃料税法の一部改正)

第十三条 航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の問題検査権)

第十九条 省略

2・3 省略

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、航空機燃料税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

5 第一項から第三項までの規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項、第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十条 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定するものほか、第十四条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより航空機燃料税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る航空機燃料税に対する航空機燃料税に相当する金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該航空機燃料税に相当する金額以下とすることができる。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者
- 二 第十七条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 省略

(当該職員の問題検査権)

第十九条 同上

2・3 同上

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十条 同上

2 同上

第二十一条 同上

- 一 第十四条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
- 二 第十七条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 同上

(電源開発促進税法の一部改正)

第十四条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の質問検査権)

第十二条 省 略

2・3 省 略

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

5 第一項から第三項までの規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項、第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十三条 省 略

2 省 略

3 第一項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより電源開発促進税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発促進税に相当する金額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができる。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者
- 二 第十条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 省 略

(当該職員の質問検査権)

第十二条 同 上

2・3 同 上

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項(これらの規定を第三項において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十三条 同 上

2 同 上

第十四条 同 上

- 一 第七条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
- 二 第十条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 同 上

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の権限)

第二十一条 省略

2| 当該職員は、印紙税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

3| 当該職員は、前二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4| 省略

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省略

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 省略

四 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五 省略

(当該職員の権限)

第二十一条 同上

2| 当該職員は、前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| 同上

第二十三条 同上

一 同上

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書の提出を怠つた者

三 同上

四 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五 同上

(国税犯則取締法の一部改正)

第十六条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条 省略

② 省略

③ 収税官吏ハ犯則事件ノ調査ニ付キ官公署又ハ公私ノ団体ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第一条 同上

② 同上

(租税特別措置法の一部改正)

第十七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則(第一条—第二条の二)
第二章	所得税法の特例
第一節	利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)
第二節	不動産所得及び事業所得
第一款	特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)
第二款	準備金(第二十条—第二十一条)
第三款	鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)
第四款	農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)
第五款	その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)
第三節	給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)
第四節	山林所得及び譲渡所得等
第一款	山林所得の課税の特例(第三十条—第三十条の二)
第二款	長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)
第三款	短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
第四款	収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)
第五款	特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)
第六款	居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
第六款の二	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二)
第七款	譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
第七款の二	居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の五)
第八款	特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の五)
第九款	有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一—第三十八条)
第十款	その他の特例(第三十九条—第四十条の三)

目次

第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第五款	同上
第六款	同上
第六款の二	同上
第七款	同上
第七款の二	同上
第八款	同上
第九款	同上
第十款	同上